はまなか6

2025/No.718

今月の主な話題

▶「第18回 はまなか桜まつり開催！」・霧多布小「海辺の観察会」…… 2 P
▶児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当について 4 P
▶特別障害者手当について…… 6 P
▶地域おこし協力隊６人が着任…… 13P
▶6月4日～ 6月10日は歯と口の健康週間 …… 22P

第18回 はまなか 桜まつり 開催！

５月11日、浜中桜公園にて「第18回はまなか桜まつり」が開催されました。
「浜中町公式ゆるきゃら“きりたん”の撮影会」をはじめ、毎年恒例の「さくらんぼ種飛ばし選手権」や「ゆるきゃら“きりたん”のじゃんけんぽん」、「桜　餅まき抽選会」など、来場者が楽しめるイベントが盛りだくさんでした。

霧多布小 海辺の観察会 潮干狩り体験 地引網漁体験

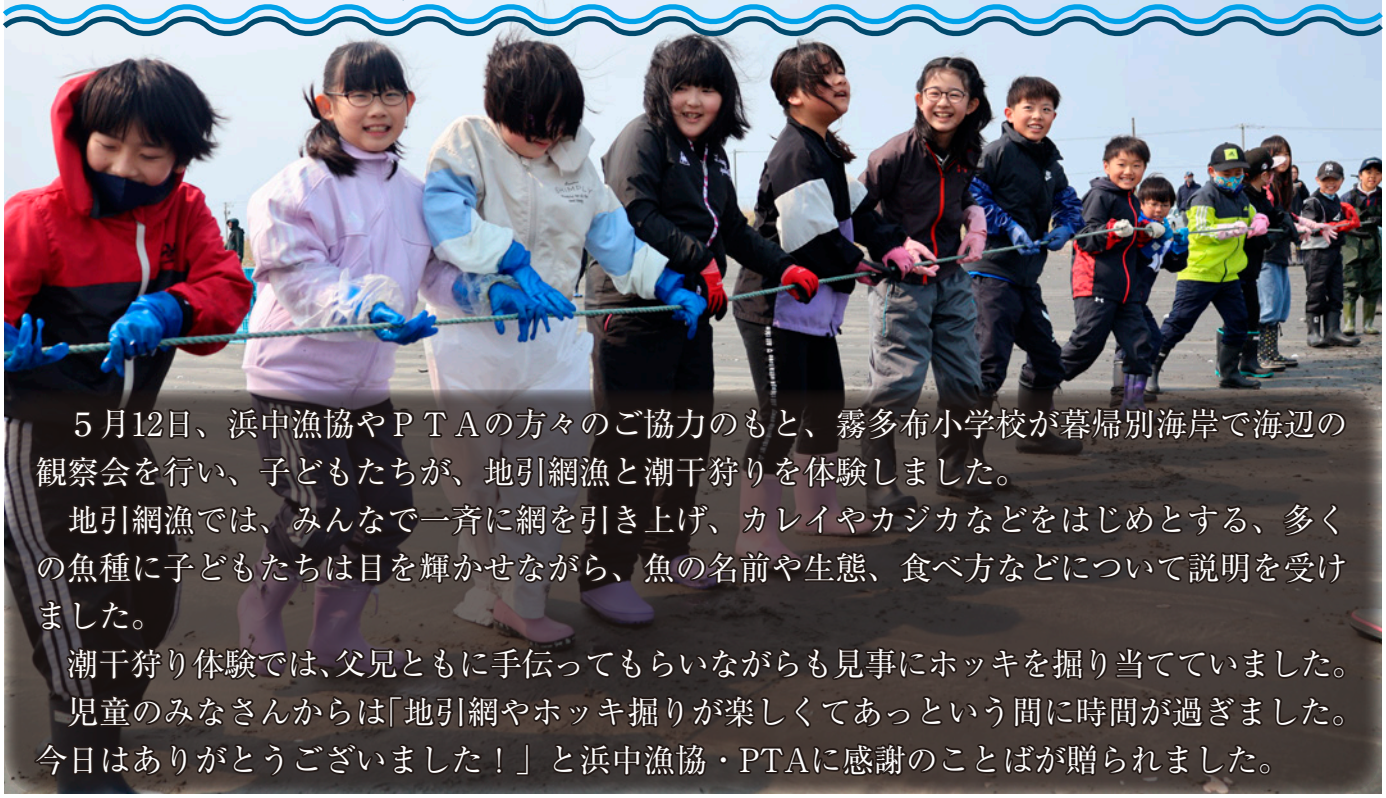

５月12日、浜中漁協やＰＴＡの方々のご協力のもと、霧多布小学校が暮帰別海岸で海辺の観察会を行い、子どもたちが、地引網漁と潮干狩りを体験しました。

地引網漁では、みんなで一斉に網を引き上げ、カレイやカジカなどをはじめとする、多くの魚種に子どもたちは目を輝かせながら、魚の名前や生態、食べ方などについて説明を受けました。

潮干狩り体験では､父兄ともに手伝ってもらいながらも見事にホッキを掘り当てていました。

児童のみなさんからは｢地引網やホッキ掘りが楽しくてあっという間に時間が過ぎました。今日はありがとうございました！｣と浜中漁協・PTAに感謝のことばが贈られました。

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当について

児童手当

１概要

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として手当を支給する制度です。

２支給金額

３歳未満

第１子・第２子……月額15,000円

第３子以降……月額30,000円

３歳以上高校修了前

第１子・第２子……月額10,000円

第３子以降……月額30,000円

３対象者

高校生までの児童を養育している方

※児童手当における「児童」とは、18歳になった日以降の最初の３月31日を迎えるまでの子どものことを示します。

４支給時期

原則として手当の支給月は、偶数月の４月、６月、８月、10月、12月、２月に、各２か月分が支給されます。

【支給日】４月10日・６月10日・８月10日
10月10日・12月10日・２月10日

※支払通知書は廃止となりました。

※支給日が土曜・日曜・祝日の際は、その直前の金融機関の営業日となります。

５申請方法

出生、転入等により児童手当の支給を受けようとする場合には、児童手当認定請求書を役場（公務員の場合は勤務先）に提出する必要があります。

なお、児童手当の支給は認定請求の翌月分からとなりますので早めに請求してください。

※児童手当は、役場本庁および各支所にて手続きができます。

【認定請求に必要な添付書類】

・免許証・マイナンバーカード（本人確認用）

・年金加入証明書

…請求者が国民年金以外の厚生年金等に加入している場合（健康保険証の写しも可）

・所得の高い方（生計維持者）の通帳

※養育する児童との別居や転入の場合など、必要に応じて提出する書類が異なります。

※以下に該当する方は、現況届の提出が必要です。

・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している方

・浜中町に住民票がない児童を養育する方

・離婚協議中で配偶者および児童と別居している方

・未成年後見人、里親等の受給者

・多子加算の算定対象者で、進学せず就職等している18歳～22歳までの子がいる方

・その他、町から提出の案内があった方

※該当する方へ、６月に現況届を送付します。

児童扶養手当

１概要

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。

２支給金額

手当の額は、所得制限によって全部支給と一部支給に分かれます。

●手当月額

区分	全部支給	一部支給
児童１人	46,690円	11,010円～46,680円の範囲
児童２人以上	２人目から児童１人増すごとに 全部支給11,030円 一部支給　5,520円～11,020円の範囲	

※令和７年度４月から手当額が変更になっています。

※所得により手当を受けられない場合があります。

３対象者

次のいずれかの条件に該当する児童（18歳に達する日以降の最初の３月31日まで。障がいのある場合20歳未満）を養育している父、母または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

1　父母が婚姻を解消した児童
2　父または母が死亡した児童
3　父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級１級相当）にある児童
4　父または母の生死が明らかでない児童
5　父または母から１年以上遺棄されている児童
6　父または母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童
7　父または母が１年以上拘禁されている児童
8　母の婚姻によらず生まれた児童
9　父母とも不明である児童

※この要件に該当する場合でも、遺族年金を受給しているなどの理由により、手当を受けられない場合があります。

４支給時期
奇数月に年６回、各２か月分が支給されます。

⚠手当の適正な受給を⚠

偽りの申告や必要な届出をされない場合、お支払いした手当をさかのぼって返還していただくことがありますので下記の場合は、すみやかに申告をお願いします。

●年１回の現況届の提出がなされないとき
●異性と同居を始めたとき
●住所を変更したときの届出
●扶養義務者と同居または別居したとき
※扶養義務者とは、世帯分離をしていても、同一住所地に住民票のある「父・母・祖父母・子・孫・兄弟姉妹」をいいます。

５辞退届
令和６年度から、児童扶養手当の受給資格の継続を希望されない方は、「辞退届」を提出できるようになりました。所得が所得制限限度額を下回る見込みがなく、手当が今後も全部停止となる見込みの方などが対象です。

「辞退届」提出後、受給資格は喪失され、「資格喪失通知書」が送付されます。

※児童扶養手当は、各支所での手続きはできません。役場本庁へお越しください。

特別児童扶養手当

１概要
特別児童扶養手当は、身体や精神に障がいを有する20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。

２支給金額
●手当月額

級	児童一人の月額
特別児童扶養手当１級	56,800 円
特別児童扶養手当２級	37,830 円

※令和７年４月から手当額が変更になっています。
※所得により手当を受けられない場合があります。

３対象者
身体や精神に障がいを有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父、母または父母に代わってその児童を養育している方に支給され、障がいの程度により１級と２級に分かれます。

●特別児童扶養手当１級
▽身体の障がい程度が身体障害者手帳で概ね１級または２級程度の方（内科的疾患を含む）
▽療育手帳の判定がＡ程度の障がいの方（重複障がいを含む）、または同程度の知的障がいのある方
●特別児童扶養手当２級
▽身体の障がい程度が身体障害者手帳で概ね３級程度の方（内科的疾患を含む）
▽療育手帳の判定がＢ程度の障がいの方（重複障がいを含む）、または同程度の知的障がいのある方
※上記に該当する場合でも、対象児童が施設に入所されているなどの理由により、手当を受けられない場合があります。
※特別児童扶養手当は、各支所での手続きはできません。役場本庁へお越しください。

４支給時期
４月、８月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

障害児福祉手当

１概要
障害児福祉手当は、重度の障がいを有する20歳未満の児童の福祉の向上を図ることを目的として手当を支給する制度です。

２支給金額
●手当月額
16,100円
※令和７年４月から手当額が変更になっています。
※所得により手当を受けられない場合があります。

３対象者
精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。

４支給時期
年４回、２月、５月、８月、11月に各３か月分が支給されます。

各手当の詳細は、町ホームページをご覧ください。

●問い合わせ先　役場健康福祉課児童福祉係　☎62－2207

町ホームページはこちらから▶

特別障害者手当について

特別障害者手当とは20歳以上であって、身体または精神に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障がい者に対して支給される手当です。

１対象者

次の①～④のいずれかに該当する方に対して支給されます。

①身体機能の障害（視力・聴力・上肢・下肢・体幹・内部障害）もしくは病状または精神障害が２つ以上ある

②身体機能の障害（視力・聴力・上肢・下肢・体幹・内部障害）もしくは病状または精神障害が１つあり、かつ、それ以外の国民年金の２級程度の障害が２つあり、あわせて３つの障害がある

③身体機能の障害(上肢・下肢・体幹)が１つあり、それが特に重度であるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる

④身体機能の障害（内部障害）の病状または精神の障害が１つあり、その状態が絶対安静または精神の障害にあっては、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められるもの

※所得が一定以上、病院、施設に入院、入所している方は対象にならない場合がありますので下記までお問い合わせください。

２支給額

月額29,590円（令和７年４月より適用）

３支給時期

手当の支給月は２月、５月、８月、11月の年４回で、最初の支給は申請した日の属する月の翌月分から計算され、支給月の前月までの分が支給されます。

・２月期（11月分から１月分）・５月期（２月分から４月分）

・８月期（５月分から７月分）・11月期（８月分から10月分）

申請方法・必要な届出については、町ホームページをご覧ください。

浜中町HP
QRコード

●問い合わせ先　役場健康福祉課社会福祉係　☎62－2305

浜中町ファミリー・サポート・センター事業

育児を頑張っている方を地域で応援しませんか？

ファミリー・サポートとは、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（サポート会員）の相互援助活動（有償ボランティア活動）です！

どんな時に利用できるの？

＊保育所への送り迎え　＊保育所の時間外
＊買い物などの外出時　＊保護者の病院や冠婚葬祭など
＊保護者の育児疲れを解消するために短時間、子どもをお預かり

令和７年４月より、対象年齢が「小学校６年生まで」に拡充されました！小学生も利用できるようになり、利用の幅が広がりました。

今年度の講習は、７月頃を予定しています！

依頼会員

＊浜中町在住で育児の支援者がおらず、育児に何らかの援助を受けたい方
＊対象の子どもは、おおむね生後６か月児から小学校６年生まで
＊ファミリーサポートの仕組みを理解する研修(説明)を修了後、会員登録となります

サポート会員

＊浜中町在住の 20 歳以上で性別を問わず、育児の援助を行いたい方
＊講習修了後、保障保険に加入し、会員登録となります
（依頼会員・サポート会員、どちらにも登録することもできます）

会員さん募集中‼

※活動の詳細については、下記までお気軽にお問い合わせください。

●問い合わせ先　浜中町ファミリー・サポート・センター
（役場健康福祉課児童福祉係）☎62－2207

ごみ博士からのお知らせ！

●今回は「春の一斉清掃」についてじゃ！

４月下旬から町内の各地域で春の一斉清掃が実施されたのじゃが、今年は約８ｔのごみが回収されたぞ。町もきれいになって、気分もすっきりじゃのう。

しかし、春の一斉清掃で回収されたごみの中には、不法投棄されたペットボトルや空き缶なども見られたことは、非常に残念じゃ。不法投棄は法律で禁じられている犯罪行為じゃ。みんなは絶対にやめるのじゃぞ！もしも、不法投棄の現場を目撃した場合や不法投棄を発見した場合は、役場住民環境課生活環境係（62－2192）まですぐに連絡してくれよ！

▼榊町での様子

▼新川での様子

面倒なことでも、小さなことからコツコツと！
それがごみ分別マスターへの一番の近道じゃ！！

出張型 認知症サポーター 養成講座

町は、認知症の方やそのご家族が安心して地域で生活ができるよう、認知症について正しい知識を持ち、温かく見守る認知症サポーターを養成しています。

マスコットキャラクター
ロバ隊長

日　時　８時30分～17時15分（夜間・土日祝日は要相談）
場　所　町内全域・お近くの自治会館や職場に出張します
対　象　町民または町内の団体・企業（４人以上から）

認知症予防に向けて、効果的なリズム体操や脳トレ問題などを楽しく学ぶことができます。内容等は下記までお気軽にお問い合わせください。

講座の内容（90分）
- ☆ 認知症サポーターとは？
- ☆ 認知症の種類や症状について
- ☆ 認知症の方との接し方
- ☆ 認知症の治療や予防　など

高齢者見守りステッカーを配布しています

認知症等で外出時に道に迷うおそれのある高齢者のために、反射素材のステッカーを無料で配布しています。普段履いている靴や杖など、いつも持ち歩いているものに貼ってください。

●申し込み・問い合わせ先　役場保険課地域包括支援係　☎62－2194

税務課からのお知らせ

６月30日は町道民税（第１期）の納期限です！

問い合わせ先
役場税務課収納係
☎62−2174

６月30日は町道民税（第１期）の納期限です。口座振替を利用されている方は、納期限の前日までに残高の確認をお願いします。

なお、町道民税の納税通知書は６月中旬に発送の予定です。

夜間納税相談窓口

役場開庁時間に納税相談ができない方のために、夜間納税相談窓口を開設します。

●開設日　　６月30日(月)
●時　間　　19時まで
●場　所　　役場税務課収納係

納税は口座振替で

納税には、簡単で便利な口座振替をご利用ください。手続きは町内の各金融機関で行うことができます。

詳細は、上記までお問い合わせください。

霧多布湿原センター通信

Kiritappu Wetland Center

活動報告　「オオジシギを探せ！」

４月20日、第１回目となるオオジシギの調査会を行いました。

オオジシギとは、主に北海道とオーストラリアを往来する渡り鳥で「ズビャー！」という鳴き声と雷のような音を立てて飛行するのが特徴です。今回は、個体数が減少しているとされるオオジシギについて、今後調査するにあたりどのような方法がいいかを探りました。

当日は、４人の参加者とともに琵琶瀬展望台から仲の浜木道、仲の浜木道から湿原センターへ向かう２チームに分かれて調査しました。雨でなかなか鳥も飛来していない中、仲の浜木道付近でオオジシギの鳴き声を確認することができました。

今後もオオジシギをはじめ、さまざまな生き物の観察会を予定しています。随時 SNS やホームページに掲載していきますので、皆さんのご参加を心よりお待ちしております！

お知らせ　カフェ、利用してみませんか？

湿原センターのカフェを利用したことはありますか？湿原を一望できるカフェは、浜中町産の食材を使ったフードやドリンクが充実しています。

湿原センターのカフェは持ち込みも可能で、Wi-Fi も完備しております。素敵な景色を眺めながらお友達とコーヒーで一服、雨の日にお弁当を持ち寄って室内ピクニック、リラックスしながらリモートワークなどさまざまな使い方ができます。

カフェは開館中何時でも利用できますので、多くの皆さまのご利用をお待ちしております。（フード・ドリンクのオーダーは 10 時～15 時半まで）

●問い合わせ先　霧多布湿原センター　☎65−2779　　*https://www.kiritappu.or.jp/center/*

農業委員会情報

VOL. 8
【編集】浜中町農業委員会 農政部会

農地を相続した場合について

相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届け出る必要があります。

この届出は義務であり、農地を取得したことを知った日からおよそ10か月以内に行わなければなりません。なお、法務局への相続登記の申請については令和６年４月１日から義務化されました。手続きは、農業委員会の窓口で受け付けています。

※届出書の様式は、町ホームページにも掲載しています。

※届出を行わなかった場合、10万円以下の過料が科せられる場合があります。

農地を相続したときは・・・ ➡ 農業委員会に届け出をお願いします

農地の無断転用について

農地に農家住宅や農業用施設を建設する場合は、農地転用の許可が必要です。

これらの建設を検討されている方は、事前に農業委員会まで相談、確認するようお願いいたします。

農地転用許可が出ずに農地を無断で転用すると農地法違反となり、工事中止や原状回復を求められることもあります。さらに、３年以下の懲役または300万円以下（法人にあっては１億円以下）の罰金が科せられる場合がありますのでご注意願います。

農地の売買・貸借について

個人や法人が農地を売買または貸借する場合は、農地中間管理機構を経由して権利移動を行う方法と、農業委員会等の許可を受ける方法（農地法）があります。

どちらも農業委員会総会において、審議・審査することになります。その総会前に申請書等の提出が必要になりますので、実際に農地の売買・貸借を検討されている方は、事前に農業委員会事務局または地域の農業委員までご相談ください。

農作業事故に注意

農繁期を迎え、作業者の不注意や農業機械の誤った操作による事故が懸念されます。ゆとりを持ち、安全な作業に心がけましょう。

▶走行中の転落・転倒事故に注意しましょう
▶作業機取替・整備中の事故に注意しましょう
▶乗降中の転落・転倒事故に注意しましょう
▶接触・巻き込まれ事故に注意しましょう

農業委員会総会の報告

第20回総会（令和７年２月27日開催）
・議案第１号～第７号
第21回総会（令和７年３月28日開催）
・議案第１号～第５号
第22回総会（令和７年４月30日開催）
・議案第１号～第６号
（農業委員会総会は傍聴が可能です）

※詳細は町ホームページに掲載しています。右のQRコードからご覧ください。

農業委員会への質問やご相談は、下記または地域の農業委員まで問い合わせください

浜中町農業委員会事務局
☎65－2196・2129

＊次回は9月号に掲載予定です。

食改（しょっかい）のだいどころ

浜中町食生活改善協議会のおすすめレシピ紹介！

「豚肉の味噌マヨ焼き」

［材料：2人分］

●豚ロース肉…… 180g
A マヨネーズ ……大さじ2杯
A 味噌 ……小さじ2杯
A にんにくチューブ ……少々
A 生姜チューブ ……少々
●油…… 大さじ1/2杯

［作り方］

① ポリ袋に豚薄切り肉とAを入れて20分程度おく。
② フライパンに油を引いて①を火が通るまで焼く。

＊浜中町食生活改善協議会では…＊
「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、町民の皆さまの健康維持・増進につながるよう活動をしています。

野菜を食べよう簡単レシピ
「ブロッコリーのわさび醤油漬け」

［材料：2人分］

●ブロッコリー…… 1/2株
★酢……小さじ1杯
★めんつゆ（3倍濃縮）大さじ1/2杯
★わさび…… 小さじ1/2杯
★水…… 大さじ1/2杯

野菜摂取量は約60gです。

［作り方］

① ブロッコリーは小房に分けて熱湯で1分湯がき、水気を切る。
② ボウルに★を入れて混ぜ、①を加えて和える。10分おいて完成。
※ ブロッコリーは茎まで食べられる野菜です。外側の皮を切って、30秒ほど長く茹でましょう。

1人分	エネルギー 32kcal	食塩相当量0.5g

駐在所からのお知らせ

厚岸警察署 ☎52－0110　霧多布駐在所 ☎62－2151
浜中駐在所 ☎64－2151　茶内駐在所　☎65－2151

不法就労・不法滞在防止のためのご協力を！

皆さんの周りにいませんか？

① 不法に入国したり、在留期限が切れても出国しないで不法滞在している外国人

② 不法滞在しながら不法に就労して収入を得ている外国人

ささいな事でも「おかしいな」と思ったら、警察に通報してください。

北海道警察

警察官の仕事は**交番勤務や犯罪捜査、防犯活動、交通指導取締、災害救助**など多岐にわたります。

自身の特技･個性を活かして、警察官として働き

わたしたちと一緒に
北海道の安全を守りませんか？

北海道警察は、**「ON、OFFのある職場」**です。

休暇や給料、育児や介護との両立など、私生活の充実も大切にする組織です。

興味がある方は、北海道警察ホームページや採用センターのＳＮＳをご覧ください。

いつも『安全運転』してますか？

今年４月、町内の各小学校で交通安全教室を開催し、小学生の皆さんに **『交通安全が大事』**ということを学んでいただきました。

子どもたちのお手本となるために、私たち大人は『安全運転』を心掛けましょう。

交通違反や事故のない浜中町であることを目指して、普段から安全運転をお願いします。

4/17 散布小中学校が学校版環境ＩＳＯに再認定されました！
～環境にやさしい学校づくり～

４月17日、散布小中学校へ「学校版環境ISO」認定証が授与されました。

散布小中学校は今回が２回目の認定となり、児童会と生徒会を中心に学校版環境ISOに係る取り組みが行われていました。校内は、児童・生徒により作成された節電や食品ロス削減、ごみの分別に係る掲示がされていました。また、散布エコ宣言2024を行うなど、環境に対する意識が非常に高かったです。

教職員の皆さんも、職員室内で裏紙の再利用やリサイクル封筒の仕分けなどを行っており、この度、児童・生徒、教職員双方の活動が認められました。

今後も皆さんが一体となり、引き続き、環境にやさしい学校づくりに取り組んでいただくとともに、本町の豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでくれることを期待しています。

4/18 火災予防広報への取り組み
～ごみ収集車輌で火災予防の呼びかけ～

４月18日、浜中消防署が町衛生センター前にてごみ収集車輌に火災予防に向けたマグネットシートを取り付けました。

マグネットシートは、春の全道火災予防運動期間である４月20日～30日まで、住民の目に触れる機会が多いごみ収集車輌に貼り付けられました。

この取り組みは、町内郵便局の協力を得て、郵便集配車に貼り付けしており、年２回（春・秋）実施される全道火災予防運動に合わせた啓発が広がりを見せています。

火災予防のため、期間中に限らず、日常から火の用心を心がけましょう。

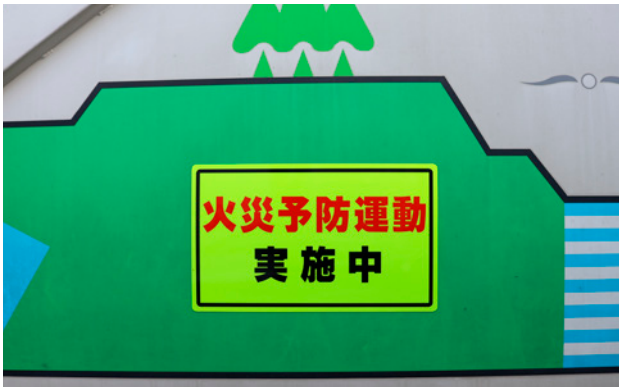

4/21 地域おこし協力隊６人が着任
～地域おこし協力隊着任式が開催されました！～

４月21日､役場本庁にて「地域おこし協力隊着任式」が開催され、４月より新たに着任された協力隊６人に委嘱状を交付しました。今回着任された協力隊員は、下の方々です。(写真左から順に)

【観光振興ＰＲ支援員】
・眞弓剛（まゆみつよし）さん（福島県出身）
・吉井萌里（よしいめる）さん（福井県出身）
・林洋介（はやしようすけ）さん（埼玉県出身）

【タウンプロモーション推進員】
・曽根原麻由（そねはらまゆ）さん（東京都出身）
・丸亀耕平（まるがめこうへい）さん（大阪府出身）

【移住交流コーディネーター】
・竹田享平（たけだきょうへい）さん（静岡県出身）

着任された６人には今後、移住定住の促進や町の魅力発信、観光支援などに取り組んでいただきます。

着任式では齊藤町長から、「これまで培われた知識や経験をいかんなく発揮いただき、浜中町に賑わいと活気をもたらしていただきたい」との激励の言葉がありました。

5/15 浜中町交通安全協会から保育所へ夜光反射材の寄贈
～子どもたちの安全を願って～

５月15日、浜中町交通安全協会（前田光治会長）から保育所の子どもたちに交通安全啓発として夜光反射材を寄贈いただきました。

夜光反射材は、子どもたちの安全確保や交通安全へ関心を持っていただくよう、カバンに付けて通所できるようになっており、子どもたちはとてもうれしそうに受け取ってくれました。

このたびの寄贈、誠にありがとうございました。

浜中診療所からのお知らせ

問い合わせ先
浜中診療所
☎62－2233

内科派遣診療のお知らせ

○診療予定日　６月20日㈮～６月22日㈰

上記の期間は、北海道大学病院派遣医師の協力により夜間や休日の救急外来窓口を開設しております。急な体調不良など、症状に応じて対応しますが、来院前には必ず電話連絡をしてから看護師の指示によりお越しください。なお、夜間や休日はかぜ症状の診察には対応しておりませんのでご注意願います。

緊急性のない方や軽傷の方は、平日の診療時間内に受診されるようご協力をお願いします。

乳幼児相談のお知らせ

０歳～２歳未満の子を対象に、保健師・管理栄養士による身体計測や個別相談を行います。希望される方は下記まで電話、あるいは電子申請で事前にお申し込みの上、ご来場ください。

乳幼児相談
申込QRコード

日　時　６月18日㈬　10時～11時
場　所　役場１階保健集会室
持ち物　母子健康手帳・バスタオル
申込締切　６月11日㈬

●申し込み・問い合わせ先　役場健康福祉課健康推進係　☎62－2307

離乳食教室のお知らせ

管理栄養士による離乳食調理体験・相談を行います。希望される方は下記まで電話あるいは電子申請で事前にお申し込みの上、ご来場ください。

離乳食教室
申込QRコード

日　時　７月４日㈮　10時～11時
場　所　役場１階保健集会室
申込締切　６月27日㈮

●申し込み・問い合わせ先　役場健康福祉課健康推進係　☎62－2307

特設人権擁護相談所のお知らせ

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じており、法務局では気軽に相談できる場所として常時、人権相談所を開設しています。

町内でも特設人権相談所を下記のとおり開設します。相談料は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

日　時　６月５日㈭　13時～15時
場　所　役場１階相談室４（保健集会室入口すぐ）
相談内容　民事問題や刑事問題、行政、労働、近隣関係、いじめや差別、嫌がらせ等の人権問題など

●予約・問い合わせ先　役場総務課総務係　☎62－2125

「釧路弁護士会おなやみごと相談」のお知らせ

～その悩み、弁護士に相談してみませんか？～

釧路弁護士会による無料法律相談会が開催されます。当日は、釧路弁護士会所属の弁護士が浜中町を訪れ、みなさまの日頃の悩みやお困りごとに、無料で相談に応じます。

相談される場合は、前日午後４時までにご予約いただく必要があります。（予約がない場合は相談会を中止することもございますので、必ず事前予約をお願いします）

なお、相談を担当する弁護士が利害関係を有するため、相談をお受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

どんな些細なことでも結構ですので、お気軽にご相談ください。

日　時　７月15日㈫　13時30分～ 16時30分

場　所　総合文化センター２階学級講座室

そ の 他　当日、都合が合わない方は近隣地域でのご相談も可能ですので、詳しい日時は下記までお問い合わせください。また、予約は７月１日より受付しております。

●予約・問い合わせ先　釧路弁護士会法律相談センター　☎0154－41－3444

HIV・肝炎・梅毒検査のお知らせ

釧路保健所では、月２回（原則第２、４水曜日）、完全予約制、匿名で上記の検査を実施しています。６月、12月は検査時間帯を延長して実施しています。感染を心配する出来事がある場合、まずはご相談ください。

梅毒は、釧路管内でも増加しています。梅毒に感染しているとHIVなど他の性感染症に感染するリスクも高まります。また、妊娠中の方が感染すると胎児に影響を与えることがあります。釧路保健所のホームページに、HIV（エイズ）・肝炎・梅毒検査について掲載しておりますので併せてご覧ください。

実施場所：釧路保健所（釧路市城山２丁目４－22）

釧路保健所ホームページ

●問い合わせ先　☎0154－65－8076（HIV相談電話直通）

心の健康相談のお知らせ

釧路保健所では、月１回精神科医師による心の健康相談を実施しています。相談は予約制で、受付は相談日前日の午前中までです。

詳しくは下記までお問い合わせください。

場　所：釧路保健所（釧路市城山２丁目４－22）

実施日：右記のとおり

※日時は、変更になる場合があります

日程	
令和７年６月25日㈬	令和７年11月21日㈮
令和７年７月11日㈮	令和７年12月17日㈬
令和７年８月22日㈮	令和８年１月16日㈮
令和７年９月24日㈬	令和８年２月20日㈮
令和７年10月22日㈬	令和８年３月13日㈮

※時間は各日14時～ 17時まで。

●予約・問い合わせ先　釧路保健所健康推進課健康支援係　☎0154－65－5825（係直通）

ほくでんネットワークからのお知らせ

春から初夏にかけては、カラスの巣作りが盛んになり、市街地では電柱にも巣が作られることがあります。巣の材料には、ハンガーや針金などの金属が使われることもあり、この金属が電線に触れると停電の原因になる場合があります。

このため、電柱にカラスの巣を見つけたときは、下記までご連絡ください。

●問い合わせ先　北海道電力ネットワーク株式会社
根室ネットワークセンター　☎0120－06－0695

自己を調整し、主体的に学び続ける子どもの育成
～個別最適な授業の充実を目指して～

個別最適な授業の充実を目指して

５月12日、浜中町教育研究所５月全体集会が開催され、新しい体制のもと令和７年度の研究・実践活動がスタートしました。

全体集会では、吉田所長（浜中中学校校長）が「浜中町の小中高の教職員が校種、学校区の枠組みを超えて、一堂に会して行われる研究所の事業が、浜中町の教職員全員にとって、あってよかったと言われ、ひいては浜中町の子どもたちにより質の高い教育を保障する取り組みになると幸いである」と話されました。

佐藤教育長からは、学校現場で求められる「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が求められていることについて話があり、また、私たち大人も「学び続ける存在」であることが、次の時代を担う子どもたちへのメッセージとなること。浜中町教育研究所が子どもたちのよりよい未来を創る探求が進められていく場となるようにとエールが送られました。

令和７年度の主な取組内容

研　究　活　動

○研究主題に基づき、日常的な教育実践に応える実践研究活動
○教職員の資質向上を図る理論と実践に関わる研究推進

広　報　調　査　活　動

○今日的な学校教育の課題や浜中町教育に関わる調査研究推進
○教育実践集録の発行（研究紀要「浜中教育」）

特別委員会による活動

○へき地複式教育特別委員会～浜中町へき地複式教育研究大会、交流学習の開催
○郷土資料編集特別委員会～郷土資料を活用した授業交流、改訂に向けた情報収集

子どもたちに大きな声援を！～ 運動会・体育大会～

本町は毎年、全ての学年で「体力テスト」を実施し、各学校ではその結果分析に基づいて、目標や計画を立て、年間を通じて体力向上に取り組んでいます。

６・７月は、小・中学校で運動会や体育祭、体育大会が開催されます。運動会や体育祭、体育大会は、子どもたちの頑張りや日頃の体力づくりの成果をご家族や地域の皆さんの前で存分に発揮する場ですので、ぜひ、子どもたちが頑張っている姿をご参観いただき、温かい声援をお願いします。

開催予定日		学校
６月	７日(土)	霧多布小学校 茶内小学校 浜中小学校
	８日(日)	散布小中学校
７月	５日(土)	浜中中学校
	12日(土)	茶内中学校
	19日(土)	霧多布中学校

町の未来を想う声が、全国の教科書に

～霧多布高校卒業生　竹詰いぶきさんの作文が道徳の教科書に掲載されました～

このたび、霧多布高校に在学されていた竹詰いぶきさん（令和２年卒業、当時高校２年生）の第６期浜中町まちづくり総合計画の「未来の浜中町」作文の部で入賞した作文が、中学校３年生向けの道徳の教科書（東京書籍）に掲載されることになりました。

この作文は、インターンシップや授業を通して得た地域とのつながりや気づきをもとに、「浜中町の未来」について真摯に綴られたものです。

インターンシップ中、訪れたお店でお客様から「高校生が頑張ってくれていて、見ていると元気が出るよ」と声をかけられた体験や、浜中学の授業で町の観光スポットを調べたことなど、日々の学びの中で感じた町の魅力や課題に対する気づきが文章の中に生きています。

竹詰さんは、「まずは浜中町民が自分たちの町を知り、愛し、行動することが町の未来を開く鍵になる」と語り、町への思いと自らの責任感を言葉にしました。

この作文は「地域社会と自分の関わり方」について考える教材として選ばれ、これから全国の中学生たちがこの文章を読み、地域とのつながりについて考える機会を持つことになります。

この作文が全国の教室に届けられることは、町にとっても大きな誇りです。浜中町には、こうして地域を思い、活動しようとする若者が育っています。そのまなざしは、今後の浜中町の歩みに確かにつながっています。

霧多布高校で実施している浜中学、また、小・中学校で行っている総合的な学習の時間におけるふるさと教育について、今後も小・中・高の系統立てた取り組みを重ね、浜中町の若い世代の成長を支える環境づくりを進めていきます。

浜中町の未来の姿

霧多布高等学校　竹詰いぶき

私は、未来は浜中町民自らが浜中町を愛し、浜中町民全員がこの町を活性化させたいと思えるようになるべきだと考えます。なぜなら、まずは自分たちから浜中町の良さを知り、「浜中町を活性化させていきたい。浜中町を広めていきたい。」と思うことができなければ、浜中町への望みはただの望みになってしまいますし、いくら理想の姿をえがいていても、それを実際に行動に移す人はいなくなるからです。そうしてあっという間に浜中町の未来は閉ざされてしまうのです。

私は、六月に食品販売店で三日間、インターンシップを行いました。インターンシップ中にお客様が、「高校生が頑張ってくれていて、見ていると元気が出るよ。」と言ってくださいました。また、野いちごへ行った際には、「若い人たちと交流できることが少ないから、交流できてうれしい」とも言っていただきました。

このように、私たち学生が町へ出て、町のかたがたと関わりをもとうとすることは、大きな意味のあることだと感じました。

また、浜中学という授業で私は観光について調べ、町民でも知らない観光スポットがあることが分かりました。そこで、まずは外へ浜中町を発信していくよりも、浜中町民へ町の魅力を伝えていったほうがいいと思いました。そのために、インターンシップで「高校生が頑張ってくれているのを見ると元気が出る。」と言っていただいたことを生かし、高校生がもっと町のイベントに参加することで、まずは、活性化させていくことができると思います。そして、浜中町を学ぶことのできる浜中学という授業で発信していくことで、町の魅力が伝わることによって、町を活性化させたいという思いが強まり、理想の姿へ近づけようと行動する人が増えると思いました。

つまり、私は、私たち学生が町へ出て、町民の声を聞いたり、浜中町の実態を知ったりすることにより、もっと町について考えることができ、それを魅力に変えて伝えることで、町のかたがたは浜中町を愛し、活性化させたいという気持ちが強まると考えました。そのためには学生と町民がもっと交流できる場が必要だと思いますし、浜中学で学んだことをもっと町へ発信していく機会も必要だと思います。浜中町ができることは、まだたくさんあります。進歩していくことを、あきらめないでください。

私たちの町の高等学校　霧多布高校通信

４月11日、１年生が新入生研修を行いました。この研修は、人間関係づくりのワークショップ、モルックなどのスポーツ活動を通じて級友とコミュニケーションを図り、学級としての連帯感を生み出すことができました。

また、ホームルーム活動ではクラス活動と個人目標を設定しました。卒業後を見据えた目標を達成するために、「今、自分たちは何をすべきか」を考える充実した時間となりました。今回の新入生研修を契機に、さまざまな体験の中で互いを支え合い、成長し合える学級になることを願っています。

プールで体力作り始めませんか！

水中での運動は、「浮力」「水圧」「抵抗」のおかげで、体力に自信がない人や関節痛などで悩む人も効率的に体を鍛えることができ、高血圧や肥満の改善、腰痛や肩こりの解消が期待できます。

泳げなくても大丈夫！「水中ウォーキング」でも十分効果があります。フィットネスクラブなどでは高額な料金がかかりますが、浜中町の温水プールは無料！ぜひ、プールで体力づくりを始めませんか？

水中運動（プール）の３つの効果！

①浮力
体力がない人、肥満のある人、腰痛や膝痛などのトラブルを抱えた人でも、楽に体を動かすことができる。

②水圧
心臓の機能が助けられ、血液の循環が良くなり、運動中の心臓への負担が軽くなる。

③抵抗
運動中の負荷となり、全身の筋肉をバランスよく、また効率的に鍛えることができる。

出前講座メニュー

「出前講座」は、町民の皆さんの生涯学習活動を支援するため、町職員等が直接出向いて講座を実施したり、町等が運営している施設の見学を行ったりする取り組みです。
ぜひ、地域団体や社会教育関係団体の研修、学校の授業等でご活用ください‼

1 申し込み対象者

①町内小・中・高等学校
②町内の各自治会や機関・団体
③町民 10 人以上で受講を希望する団体・グループ
④その他教育長が認めたもの

2 申し込み方法

メニューの中から希望する講座を選び、下記まで問い合わせください。
（実施希望日の２週間前までに、お電話ください）

3 出前講座の開催

★講師と連絡調整がつきましたら、いよいよ出前講座の開催となります。
★受講者の皆さんは時間までに会場へお集まりください。なお、講座の円滑の進行にご協力願います。

★ 問い合わせ・申し込み先

町教育委員会
生涯学習課社会教育係
ＴＥＬ 62－2394
ＦＡＸ 62－2841

番号	講　座　名	番号	講　座　名
1	役場ってどんなところ？	25	ゴミの発生と人間生活
2	町の未来設計	26	脱炭素について知ろう！
3	町のお財布事情	27	学校版環境ＩＳＯってなーに？
4	町の財産	28	カラダの健康講座
5	はまなかの漁業	29	食と健康講座
6	はまなかの農業	30	認知症サポーター養成講座
7	はまなかの商工業	31	生涯学習ってなんだろう？
8	はまなかの観光	32	地域みんなで未来を育てよう！ 学校・地域・家庭の連携と協働
9	はまなかの上下水道	33	図書室の使い方・楽しみ方講座
10	はまなかの子育て	34	郷土資料室・美術展示室の使い方・楽しみ方講座
11	はまなかの教育	35	まちの歴史を調べよう！
12	はまなかの景観	36	火災予防教室
13	知っ得！町営住宅のはなし	37	救命入門コース（1．5時間）
14	知っ得！福祉サービス	38	普通救命講習Ⅰ（3時間）
15	知っ得！社会保障制度	39	浜中町役場庁舎施設見学会
16	意外と知らない！税金のはなし	40	ゴミ処理施設見学会
17	意外と知らない！戸籍のしくみ	41	ウニ種苗生産センター施設見学会
18	意外と知らない！建築物のはなし	42	ふれあい交流・保養センター 「霧多布温泉 ゆうゆ」施設見学会
19	意外と知らない！道路のはなし	43	浜中町中山間活性化施設 「MO-TTOかぜて」施設見学会
20	意外と知らない！地方議会のこと	44	浄水場施設見学会
21	意外と知らない！選挙制度のこと	45	総合文化センター施設見学会
22	情報公開制度とは？	46	消防署施設見学会
23	自然と共に生きる	47	即興！やれるべ講座 （１～46に該当しない講座）
24	まちを守る！ 津波防災ステーションの役割		

～芸術鑑賞会のお知らせ～

芸術鑑賞会は、児童生徒に芸術鑑賞の機会を提供し、芸術文化に関心を持った心豊かで健全な子どもの育成を図るとともに、地域の芸術文化活動の普及振興を目的として毎年開催しております。

一般の方も無料で鑑賞できますので、ぜひお気軽にご来場ください。

浜中町児童芸術鑑賞会

公演内容　和楽器公演「楓流－ＦＵＲＹＵ－」
公演団体　Waraku Art Music
日　　時　６月 27 日㈮
　　午前 10 時～11 時 15 分
会　　場　総合文化センター　大ホール

昨年度の実施風景

図書室だより

今月の新着図書

児童書

『おばけずし』

苅田 澄子/作　柴田 ケイコ/絵（金の星社）

はっちゃんのお寿司屋さんは、いつもガラガラ。なので、はっちゃんはいつもヒマそうにしています。「あーあ、今日もお客さん来ないなー。おばけでもいいから誰か来てくれないかなぁー。」

すると、「よんだ～？」とオバケがふわふわ～とお店に入ってきました。驚いたけど、立派なお客さん。はっちゃんはオバケにお寿司を食べさせました。すると･･･？

『ヒトとヒグマ－狩猟からクマ送り儀礼までー』

増田 隆一/著　（岩波書店）

一般書

北半球に広く分布し、生態系の頂点に立ち「山の神」と崇められてきた、近づきがたい野生生物・ヒグマ。

ヒトとヒグマが辿った進化上の運命的な出会いの謎に迫り、クマ送り儀礼に見る人間と自然との豊饒な文化の意味と可能性について、北海道大学の名物授業「ヒグマ学入門」を担当した生物学者が問う。

児童書

『NHKダーウィンが来た！　昆虫スゴすぎ クイズ図鑑』

ＮＨＫ「ダーウィンが来た！」番組スタッフ/編（ＮＨＫ出版）

「ハキリアリは葉っぱを集めて、何に使うの？」「旅するチョウ、アサギマダラは何km移動する？」「ノコギリクワガタとカブトムシ、どっちが強い？」

大人気自然番組「ダーウィンが来た！」で放送された回から、昆虫たちの回をセレクトして、51問のクイズを作りました。

あなたは何問正解できるかな？楽しく学んで、ムシ博士を目指そう！

『謎の香りはパン屋から』

土屋 うさぎ/著（宝島社）

一般書

大学１年生の小春は、漫画家を目指しつつ、パン屋〈ノスティモ〉でアルバイトをしていた。ある日、バイト仲間の由貴子から、一緒に行くはずだったイベントをドタキャンされてしまう。誘ってきたのは彼女の方なのに、どうして？

疑問に思った小春は、彼女の行動を振り返り、意外な真相に辿り着く･･･。

2025年第23回『このミステリーがすごい！』大賞で大賞を受賞した作品です。

≪今月の映画鑑賞会≫

日　　時：６月21日㈯　受付13時～　上映開始13時30分～
場　　所：総合文化センター１階リハーサル室
上映作品：『それいけ！アンパンマン　虹のピラミッド』
（上映時間　60分）
あらすじ：レインボー王子と虹の子たちが美しい虹を作っている「虹の星」。ところが、虹が大キライなバイキンマンが、虹を生み出す「虹の玉」を盗んでしまったので、虹の星は砂漠の星に変わり果ててしまいました！
雨を降らすことがお仕事の“あめふりおに”と孫娘の“アメちゃん”はこのピンチをアンパンマンに知らせます･･･。

今月のおはなし会

６月14日㈯
６月28日㈯
場所：総合文化センター２階図書室
時間：11時～

6月4日～6月10日は歯と口の健康週間

～歯を見せて　笑える今を　未来にも～

No.431　保健師・管理栄養士

歯周病とは、細菌によって引き起こされる炎症性疾患で、歯ぐきや歯を支える骨などが溶けてしまう病気です。歯と歯ぐきの境目の清掃が行き届かないと、そこに細菌が停滞し痛みを伴わない炎症を起こします。

思いあたる症状をチェックしましょう！

□口臭を指摘された・自分で気になる
□歯肉が赤く腫れてきた
□歯肉が下がり、歯が長くなった気がする
□歯と歯の間に物が詰まりやすい
□歯並びが変わった気がする
□朝起きたら口の中がネバネバする
□歯肉を押すと血や膿が出る
□歯が浮いたような気がする
□歯が揺れている気がする
□歯みがき後に毛先に血がついたり
すすいだ水に血が混じる

【判定】

チェックが4個以上の場合

▷中等度以上に歯周病が進行している可能性があります。早期に歯周病の治療を受けましょう。

チェックが1～3個の場合

▷歯周病の可能性があるため、軽度のうちに治療を受けましょう。

チェックが0個の場合

▷チェックがない場合でも無症状で歯周病が進行することがあるため、１年に１回は歯科検診を受けましょう。

※特に糖尿病の方は、歯周疾患になりやすい、あるいは進行が早い傾向にあるため、注意が必要です。

歯周疾患検診・歯周病の治療は町内の歯科診療所で受けられます。

◆申し込み先　浜中歯科診療所　☎62－2854　茶内歯科診療所　☎65－2166

※受診の際には電話予約をお願いします。

下記の生年月日の方に、歯周疾患検診を無料で受けられる受診券を個別郵送していますので、ぜひご利用ください。

20歳▶平成16年４月２日～平成17年４月１日　30歳▶平成６年４月２日～平成７年４月１日
40歳▶昭和59年４月２日～昭和60年４月１日　50歳▶昭和49年４月２日～昭和50年４月１日
60歳▶昭和39年４月２日～昭和40年４月１日　70歳▶昭和29年４月２日～昭和30年４月１日

3歳児健診でむし歯がなかったよ！

●小椋　凛（りん）ちゃん　●柏崎　愛那（えな）ちゃん　●牧野　裕翔（ひろと）ちゃん

今月の行事カレンダー

●浜中町防災無線の放送内容を確認したい方は『☎62－5333』へお電話ください。なお、行政情報については、町HPにも掲載しています。

日にち		行　　事
1	日	
2	月	
3	火	
4	水	ハツラツ倶楽部わっはっは （役場保健集会室13：30～15：00） ママのつどい開放日（要申し込み） （役場保健集会室9：30～11：30）
5	木	健康教室（姉別農村環境改善センター 13：00～14：30）
6	金	
7	土	霧多布小学校・茶内小学校　運動会 浜中小学校　100周年記念運動会
8	日	散布小中学校　地域大運動会
9	月	お琴とピアノとリズム体操 （茶内コミュニティセンター 10：00～11：00）
10	火	健康教室（茶内コミュニティセンター 10：00～11：30）
11	水	ハツラツ倶楽部わっはっは （茶内コミュニティセンター 13：30～15：00） ママのつどい開放日（役場保健集会室9：30～11：30） 乳児ママのつどい（要申し込み） （役場保健集会室9：30～11：10）
12	木	健康教室（茶内第三母と子の家10：00～11：30）
13	金	
14	土	今月のおはなし会(総合文化センター図書室11:00～)
15	日	
16	月	健康教室（浜中農村環境改善センター 10：00～11：30）
17	火	
18	水	ハツラツ倶楽部わっはっは （役場保健集会室13：30～15：00） ママのつどい開放日（役場保健集会室9：30～11：30） 乳幼児相談（要申し込み） （役場保健集会室10：00～11：00）
19	木	姉別ふまねっと教室ふらっと （姉別農村環境改善センター 13：00～14：00）
20	金	茶内小学校　開校記念日
21	土	映画鑑賞会（総合文化センターリハーサル室13：30～）
22	日	
23	月	
24	火	
25	水	ハツラツ倶楽部わっはっは （茶内コミュニティセンター 13：30～15：00） ママのつどい開放日（役場保健集会室9：30～11：30） 産前ママのつどい（要申し込み） （役場保健集会室10：00～11：30）
26	木	
27	金	浜中町児童芸術鑑賞会 （総合文化センター大ホール10：00～）
28	土	今月のおはなし会(総合文化センター図書室11:00～)
29	日	
30	月	

子育て支援センター　あそびのひろば

月火	9：00～12：00	霧多布子育て支援センター
月火	14：30～16：30	霧多布子育て支援センター
月火水木金	9：00～12：00	茶内子育て支援センター
月火水木金	13：30～16：30	茶内子育て支援センター

町内施設の休館日

施　設　名　称	休　館　日
総合文化センター	2・9・16・23・30
総合体育館	2・9・16・23・30
農業者トレーニングセンター	2・9・16・23・30
すくらむ21	2・9・16・23・30
温水プール	2・9・16・23・30
MO－TTOかぜて	1・2・8・9・15・16・22・23・29・30

ひとのうごき

4月末現在（前月比）

●人　口：5,184人　（＋35）
　男：2,553人　（＋33）
　女：2,631人　（＋2）
●世帯数：2,572世帯　（＋49）

おたんじょう

霧多布東四区・佐澤　琉愛（るあ）ちゃん（正哉さん）　貰　人・松館　稜季（いつき）ちゃん（孝一さん）
姉別北部・岩松　眞希（まき）ちゃん（真世さん）　琵琶瀬親睦・BUI HAI DUY AN（ズィアン）ちゃん（HIEPさん）

おくやみ

霧多布一区・塚原　幸雄さん（75歳）　奔幌戸・立花　英敏さん（80歳）
仲の浜・髙野ヨシ子さん（88歳）

おたんじょう、おくやみは、役場に届け出され、承諾いただいた皆さんのみ掲載しています。

「広報はまなか掲載写真提供フォーム」
こちらからアクセスできます ▶▶▶

その他の広報に関するお問い合わせは下記までご連絡ください
役場総務課情報広報係　☎62－2246

今月の表紙

霧多布小「海辺の観察会」

５月12日、暮帰別海岸で海辺の観察会を開催、子供たちが地引き網やホッキ掘りを体験しました。

はまなか投稿広場

我が家のアイドル☆甘えん坊です！
投稿者　エース　さん

「すごい写真が取れた！」
「記念にこの写真を載せてほしい！」
そんな時はぜひ、右記のQRコードから投稿してください。
皆さまの投稿をお待ちしております！

文芸サロン

俳句

パン拾い隠したる犬桜笑う　福澤　秋桜（茶　内）
紫陽花を滴る天の嘆きかな　陽輝　雅（霧多布）
浮かれ飛ぶ蜂もいずれ花間に消ゆ　古屋　理樹（霧多布）

短歌

人知れず荒れ地の隅に佇みて咲きたる桜風と語らい　福澤　秋桜（茶　内）
一連のうた書きあげて一連のうたの中よりひと日出られず　相原　睦子（茶　内）

［発行］　浜中町役場　　［編集］　総務課情報広報係
〒088－1592　北海道厚岸郡浜中町湯沸445番地
☎(0153)62－2111　代表FAX(0153)62－2229

浜中町ホームページ
https://www.townhamanaka.jp/
左のQRコードでもアクセスできます

R60
古紙パルプ配合率60％再生紙を使用